

# 道場災害賠償責任補償制度

## 2015年度 満期更新手続きのご案内

(施設所有(管理)者賠償責任保険)

各都道府県支部会長 会員道場主 各位

拝啓 先生方におかれましては時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、昭和56年12月1日よりスタートしました標記補償制度も、本年で34年目を迎える運びとなり支部会長並びに会員道場主の皆様には多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年度まで、連盟加盟道場の半数以上の方々にご加入いただき、当連盟と致しましても少年少女剣道発展のため当制度へのご加入を強く呼び掛け、推奨するものであります。

2004年度より、当補償制度の自己負担額を「ゼロ」とさせていただき、今までご請求いただいたにもかかわらず自己負担額以内で解決され、お支払いができなかった少額請求にも対応できる内容となっております。

当補償制度の趣旨をご理解いただき、道場運営にて遺漏なきを期すよう願いたします。

敬具

一般財団法人 全日本剣道道場連盟

**申込締切日：2015年11月20日(金)**

**補償期間：2015年12月1日午後4時～2016年12月1日午後4時**

● お申込方法

同封の申込要領をご参照の上、別紙郵便振替用紙に詳細(表面を必ずご記入ください)をご記入の上、申込締切日までに郵便局にてお申し込みください。

当制度についてのご不明な点やご質問は…

＝道場災害賠償責任補償制度のお問い合わせ先＝

〈取扱代理店〉 株式会社イースタン・エージェンシー  
担当者 木下 環

〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-5 三銀ビル506  
TEL：03-3584-0910 受付時間 月～金 AM9時～PM5時  
FAX：03-3584-0912

引受保険会社



エース損害保険株式会社 中央統括支店  
〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号  
ガーデンシティ品川御殿山  
Tel: 03-6364-7080 (代) <http://www.acegroup.com/jp>

# もしものときの備えは十分ですか？

～熱中症対策はなされていますか？～

## ●この補償制度でお支払いの対象となる事故と事例

### ①指導者の管理ミスによる事故

- 十分な換気を行わずに剣道の練習を行い、門下生が熱中症になってしまった
  - 剣道の練習中、十分な水分補給を促さなかったため門下生が熱中症になってしまった
- ※指導者の管理責任がある場合にお支払いの対象となりますので、熱中症になったからといって必ずしもお支払いできるとは限りません。

### ②指導者の指導ミスによる事故

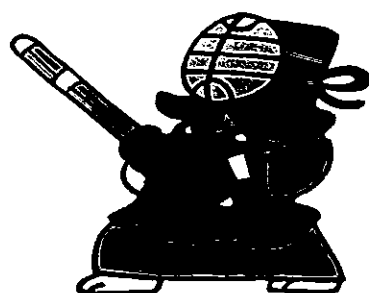
- 剣道の練習中に指導ミスがあり、門下生がケガをしてしまった
- 指導ミスにより門下生が他の門下生の物を壊してしまった

### ③施設そのものの構造上の欠陥による事故

- 道場の照明器具等が落下し門下生にケガを負わせてしまった

### ④施設そのものの管理上の不備による事故

- 道場の清掃が不十分でガラスの破片で門下生、保護者がケガをした



この保険は上記のような事故により他人を死傷させたり他人の財物に損害を与えた結果、法律上の賠償責任を負うことにより被る損害を補償いたします。スポーツ傷害保険等とは異なり単に門下生や指導の方々ご自身の不注意によるケガで道場主に何ら法律上の責任の無い場合は、補償されません。

また、スポーツにはある程度の危険が伴います。ルールに従って練習・試合をしている限り損害賠償請求する事は困難と考えられます。

## ●剣道における熱中症

「熱中症」とは暑熱環境で発生する障害の総称で、熱失神、熱疲労（熱ひはい）、熱射病、熱けいれんに分けられます。場合によっては死に至ることもある大変危険な内科的疾患です。

熱中症での死亡例は、屋外の太陽の下で長時間にわたって練習が行われる競技に多く発生し、特に野球やサッカー、陸上での発生が多数報告されています。

しかし、屋内競技でみると、残念なことに最も発生例が多い競技は剣道です。

近年では、死亡まで至らなくても医療機関を受診している例は年間数百件に及んでいるとみられています。

## ●剣道での近年の事故

近年では、熱中症対策は指導者の義務の一つであることも明確とされています。過去発生した熱中症の事故では、『剣道の部活動中に熱中症で倒れて死亡した際に、適切な救護措置を取らなかった』として、指導者の教諭が責任を問われ行政処分を受けました。その事故では、指導者は生徒が倒れた後も、扇風機で風をあてていたのみの対処しか行わず、救急車を呼んだのも約2時間後だったそうです。

厳しい稽古は、剣道の競技特性の一つとして数えることはできますが、そうであれば、稽古内容に適ったリスクマネジメントが必要であることは当然のことといえます。

残念なことに室内競技で最も熱中症の事故が多い剣道において、その情報が隅々まで伝達され、実行されているとは言いきれないのが現状です。

## ●剣道で熱中症が起りやすい要因とは

熱中症は、熱失神、熱疲労、熱けいれん、熱射病などの主に暑熱環境下で発生する障害を指す総称です。その発生原因は、次の2つです。

- (1) 暑熱環境下での運動によって体温が異常に上昇する
- (2) 汗により体の水分と塩分が失われてしまう

剣道の稽古には、原因となるこの2つが増強されてしまう競技特性があります。

(一般財団法人全日本剣道連盟ホームページを参考にする。)

**施設所有（管理）者賠償責任保険**  
**（対人・対物共通限度額） 1事故につき 1億円まで**

●お支払いする保険金の種類

- ・ 損害賠償金：被害者に対して支払う損害賠償金
- ・ 争訟費用：損害賠償に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解）に要した費用... など

●保険金をお支払いできない主な場合

1. 被保険者（保険の補償を受けられる方）の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害により生じた賠償損害
2. 自動車、昇降機（エレベーター・エスカレーター）、施設外の車両、動物の所有・使用・管理に起因する賠償損害
3. 施設の修理、改造等の工事に起因する賠償損害
4. 給排水、暖冷房装置その他業務用または家事用器具から漏出する蒸気・水等により財物に与えた賠償損害... など

●事故が発生したときは

万一事故が発生した場合には、直ちに弊社または取扱代理店にご連絡の上、その後の処理についてご相談ください。また、被害者との間で賠償額を決定（示談）する場合には、必ず事前にご連絡ください。

その際に弊社は、被害者との示談、調停等の法律行為を行うことができませんが、被害者からの請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。正当な理由がなくご通知がない場合には、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※このチラシは保険の概要を説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結権を有しております。

お申込みの前に 別紙重要事項説明書を必ずお読みください。

.....

賠償責任保険（企業用）普通保険約款  
＋  
施設所有（管理）者特別約款

.....

# 一般財団法人 全日本剣道道場連盟

## 災害賠償責任補償制度加入申込要領

### 1. 概 略

本制度は、近年益々高まるスポーツ賠償事故における道場主の救済措置として、連盟において立案されました。剣道場特有の事故も例年多く発生しております。道場の安全管理には万全を期しておられることと存じますが“ころばぬ先の杖”と事故へのたしかな“まもり”として、当災害賠償責任補償制度へ加入されるようご案内いたします。

### 2. 申込方法

別紙、郵便振替用紙に必要な事項をご記入のうえ、

**11月20日(金)**

までに、最寄りの郵便局で保険料を払い込んでください。

\*道場名・及び  
道場所在地に  
**フリガナ**を  
お願いします。

**ご捺印を必ず忘れずに  
お願いします。**

払込取扱票	
00 東京	口座記号番号
001905345981	金額
	千 百 十 万 千 百 十 円
	5 0 0 0
加入者氏名	道場災害賠償補償制度
加入依頼日	2015年11月20日
加入依頼書	道場災害賠償補償制度加入依頼書 (別紙全日本剣道道場連盟が契約する監理所有(管理)者賠償責任保険の内容を承認し、加入を申し込みます。)
申込保険者	道場名 木下道場(〒1270090)
代表者名	木下太郎(〒1270090)
住所	〒107-0052 TEL. 03 (3584) 0910
道場所在地	東京都港区赤坂3-21-5 面積 (100㎡)
仕事の内容	道場
保障条件	保障期間: 2015年12月1日(午後4時から) 2016年12月1日(午後4時まで) 補償内容が異なる他保険契約の有無
	てん補限度額: 1億円(対人対物共通/1事故) なし・あり
	(※免責金額なし)
	適用地域: 日本国内 掛金(年払): 5,000円
	(裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 東京51529号))
	これより下部には何も記入しないでください。

### 3. その他

#### 1) 本年度補償期間

**2015年12月1日午後4時から1年間**

#### 2) 加入者証の送付

お申し込みいただいた方には、加入の証として連盟事務局にて事務手続き終了後、加入者証を作成して各加入道場宛に郵送致します。(1月下旬~2月上旬の予定)

#### ◎お支払限度額(てん補限度額)と保険料

お支払限度額→対人・対物共通限度額 1 億円

自己負担額(免責金額)・・・なし

**1 道場当たりの年間保険料(掛金) 5,000円**

#### 3) お問合せ連絡先

道場災害賠償責任補償制度推進担当:

**株式会社 イースタン・エージェンシー**

〒107-0052 東京都港区赤坂3-21-5 三銀ビル506

TEL03-3584-0910 FAX03-3584-0912